

第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 募集要項等（令和7年7月14日改訂版） 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号 (新)	該当箇所	新 令和7年7月14日改訂版	旧 令和7年3月19日改訂版
1	優先交渉権者選定基準	17	別表 第二次審査 E)-E1-① 審査のポイント	・現実的かつ合理的な計画となっているか。 ・各提案項目と整合する計画となっているか。 ・ <u>1 事業年度あたりの基本支援提案額が、事業計画と整合しており、かつ県の財政負担平準化に配慮した金額となっているか。</u>	・現実的かつ合理的な計画となっているか。 ・各提案項目と整合する計画となっているか。
2	優先交渉権者選定基準	18	別表 第二次審査 E)-E2 記載上の留意点	・特別支援の対象となる施設ごとに、更新投資の具体的な内容、投資金額、投資時期を記載すること。 ・国庫補助等事業及び予定価格7,000万円以上の不動産又は動産の買入れ（運営権設定対象施設又は無償貸付資産が対象）に分けて記載すること。 ・特別支援の対象となる投資について、総額を記載するとともに、運営権者が自ら負担する金額と県に負担を求める金額に分けて記載すること。 ・ <u>本提案項目において、特別支援の対象として提案した更新投資は実施契約上の義務を構成するものではなく、当該更新投資を実現できなかった場合であっても、実施契約違反とはしない。当該更新投資と同じ内容を本提案項目以外の提案項目としても記載した場合も同様に実施契約違反とはしない。</u> ・本提案項目における「滑走路等に対する更新投資」とは、滑走路等（空港法第 6 条第 1 項に定める滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設をいう。）に対する更新投資を国庫補助等事業とみなし、滑走路等に対する更新投資及び予定価格7,000万円以上の不動産又は動産の買入れ（運営権設定対象施設又は無償貸付資産が対象）を指すものとする。 ・応募者は、県が負担する特別支援の対象となる更新投資のうち、運営権者が負担する金額を提案することができる。なお、運営権者が負担する金額の多寡のみで評価されるものではない。	・特別支援の対象となる施設ごとに、更新投資の具体的な内容、投資金額、投資時期を記載すること。 ・国庫補助等事業及び予定価格7,000万円以上の不動産又は動産の買入れ（運営権設定対象施設又は無償貸付資産が対象）に分けて記載すること。 ・特別支援の対象となる投資について、総額を記載するとともに、運営権者が自ら負担する金額と県に負担を求める金額に分けて記載すること。 ・本提案項目における「滑走路等に対する更新投資」とは、滑走路等（空港法第 6 条第 1 項に定める滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設をいう。）に対する更新投資を国庫補助等事業とみなし、滑走路等に対する更新投資及び予定価格7,000万円以上の不動産又は動産の買入れ（運営権設定対象施設又は無償貸付資産が対象）を指すものとする。 ・応募者は、県が負担する特別支援の対象となる更新投資のうち、運営権者が負担する金額を提案することができる。なお、運営権者が負担する金額の多寡のみで評価されるものではない。
3	様式集及び記載要領	80	様式15-F1	※本様式では、金額のみを記載ください。 ※各事業年度の基本支援の額は、様式15- E 1 の事業計画と整合させてください。 ※各事業年度の提案金額の事業期間合計額が、当初の事業期間合計の基本支援上限額以下である場合に限り、各事業年度において異なる額を提案することも可能とします。 また、その場合には、1 事業年度あたりの額が 5 億9,185万円を上回ることも認めます。 ※ <u>ただし、優先交渉権者選定後の本県の予算措置（債務負担行為の設定）にあたり、本県の将来財政推計等により各年度の提案金額を調整することがあります（事業期間合計額は不変）。</u> ※基本支援額を 0 円として提案しない場合は、「また」以降を削除ください。	※本様式では、金額のみを記載ください。 ※各事業年度の基本支援の額は、様式15- E 1 の事業計画と整合させてください。 ※各事業年度の提案金額の事業期間合計額が、当初の事業期間合計の基本支援上限額以下である場合に限り、各事業年度において異なる額を提案することも可能とします。 また、その場合には、1 事業年度あたりの額が 5 億9,185万円を上回ることも認めます。 ※基本支援額を 0 円として提案しない場合は、「また」以降を削除ください。